

松江市告示第 54 号

松江市文化財保護条例（平成 17 年松江市条例第 173 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記の 1 件を松江市指定文化財に指定したので、同条例第 6 条の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 20 日

松江市長 上 定 昭 仁

記

1 野原町八幡宮の七十五膳神事用木椀

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 種 別 | 有形民俗文化財 |
| (2) 名 称 | 野原町八幡宮の七十五膳神事用木椀 |
| (3) 附 | 天文十一年棟札、慶長十四年棟札 |
| (4) 員 数 | 58 点、附 棟札 2 枚 |
| (5) 指定年月日 | 令和 5 年 2 月 20 日 |
| (6) 所在の場所 | 松江市野原町 51 番地 |
| (7) 所 有 者 | 宗教法人 八幡宮 |
| (8) 指定の理由 | |

野原町八幡宮の七十五膳神事用木椀は、慶長 13 年(1608)の墨書があることから、少なくとも、慶長 13 年には八幡宮で七十五膳神事が行われていたことを知ることが出来る。400 年以上前に寄進された木椀が、今日まで神事に用いられながら継承されてきたことは特筆すべきことといえる。また、この神事用木椀は、近世初頭の松江における民間の信仰実態を伝える民俗資料として価値が高く、これらの木椀と八幡宮の存在を証明する棟札 2 枚を指定し、将来にわたって保存することは、今後本市だけでなく周辺地域の「七十五膳神事」の実態を解明するうえで大変重要である。